

平成28年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成28年12月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	久須美忍	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	藤 枝 泰 文 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 淵 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 6 号

平成28年12月15日（木曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第28-2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 陳情第28-5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 請願第28-5号 「森林・林業基本計画」の推進に関する請願
- 請願第28-6号 奨学金制度の改善と教育費の負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
- 請願第28-7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願

- 請願第28-8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第3 議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）
- 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 委員会提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
- 委員会提出議案第4号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書

委員会提出議案第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書

委員会提出議案第6号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

日程第5 議長の辞職の件について

日程第6 選挙第1号 議長の選挙について

日程第7 副議長の辞職の件について

日程第8 選挙第2号 副議長の選挙の件について

日程第9 議席の一部変更について

日程第10 常任委員会委員の選任について

日程第11 議会運営委員会委員の選任について

日程第12 広報委員会委員の選任について

日程第13 選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第14 選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

日程第15 選挙第5号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について

日程第16 選挙第6号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第17 選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第28-2号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願

陳情第28-5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

請願第28-5号 「森林・林業基本計画」の推進に関する請願

請願第28-6号 奨学金制度の改善と教育費の負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書

請願第28-7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願

請願第28-8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第3 議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

- 議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）
- 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 委員会提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
 委員会提出議案第4号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書
 委員会提出議案第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書
 委員会提出議案第6号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書
- 日程第5 議長の辞職の件について
- 日程第6 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第7 副議長の辞職の件について

- 日程第8 選挙第2号 副議長の選挙の件について
日程第9 議席の一部変更について
日程第10 常任委員会委員の選任について
日程第11 議会運営委員会委員の選任について
日程第12 広報委員会委員の選任について
日程第13 選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第14 選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
日程第15 選挙第5号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について
日程第16 選挙第6号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
日程第17 選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
-

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番市村博之君、20番小菌江一三君を指名いたします。

請願第28-2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

- 陳情第28-5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
請願第28-5号 「森林・林業基本計画」の推進に関する請願
請願第28-6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
請願第28-7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
請願第28-8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、請願第28-2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願、陳情第28-5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、請願第28-5号 「森林・林業基本計画」の推進に関する請願、請願第28-6号 奨学金制度の改善と教育費の負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書について、請願第28-7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願、請願第28-8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書の6件を一括議題といたします。

付託委員会の総務産業委員会並びに教育福祉委員会の委員長から、審査の経過と結果について報告願います。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は12月7日に委員会を開催し、付託になりました請願について審査を行いました。

請願第28-2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、審査の過程において、米国が協定の枠組みから離脱を表明している中、議論を続けることには疑問があるなどとの意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものとなりました。

陳情第28-5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、地方議会における人材確保の観点から、厚生年金加入への法整備を求めるものであり、願意妥当と認め、全会一致により当陳情を採択すべきものとなりました。

請願第28-5号 「森林・林業基本計画」の推進に関する請願については、森林整備や地場産材の利活用推進のための国の予算の確保等、支援策は必要であることから、願意妥

当と認め、全会一致により当請願を採択すべきものとしたしました。

以上が、総務産業委員会に付託になりました請願の審査の結果であります。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月7日に委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、請願第28－6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書については、現在、独立行政法人日本学生支援機構が運営する奨学金制度を利用している大学生は、全国の大学生のほぼ2人に1人といわれております。

一方、大学卒業後には、3人に1人の学生が非正規雇用となっており、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされており、貧困から脱することができない状況が生まれております。

このような状況を勘案すると、現在の奨学金制度については、貸与型から給付型へ奨学金制度を抜本的に転換し、大学などにおいて国の給付型奨学金制度を導入するとともに、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金の廃止、所得に応じた無理のない返済制度へ改善すること、また、大学の学費の引き下げや授業料減免の拡充などを図っていくことが重要であるとし、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第28－7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願については、現在厚労省の社会保障制度審議会医療部会において、高額療養費後期高齢者の窓口負担の見直しについて審議されているところでありますが、後期高齢者の患者負担増をもたらす制度設計については、多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、特に低所得者には必要な治療が受けられない事態が憂慮されるところであります。

しかしながら、一方で、医療費が増加している中、保険財政を確保することが厳しい現状において、医療保険の自己負担のあり方については、持続可能な医療保険制度として存続していくためには、負担の公平性に配慮した制度内容であることが肝要であるとの意見が多く委員からありました。

採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第28－8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書については、平成27年1月に開催された社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革骨子では、後期高齢者の保険料軽減特例を段階的に縮小し、

平成29年度から原則的に本則に戻すことが指示されました。このことは、今後の低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるとともに、後期高齢者を取り巻く環境がきわめて厳しい状況にあることを考え合わせると、安心して医療を受けるためには、保険料軽減特例を継続することが必要であるとの意見が多数を占めたところであります。

採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。

請願第28－7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

見直し案では、70歳以上の負担上限額を現役世代と同水準に引き上げる、高齢者は受診が多いため、設けている外来の負担特例も廃止し、2018年8月までに段階的に引き上げるものです。

医療費が月額100万円かかった場合、年収300万円未満の負担上限額が外来で月額1万2,000円、入院では4万4,400円から5万7,000円に、外来、入院ともそれぞれ引き上げます。

年収370万以上の現役世代並み所得とされる人は、年収に応じて三つの区分を設定、外来は現在の月額4万4,000円から最大25万4,000円になります。

入院でも、現行の8万7,000円から最大25万4,000円にそれぞれ引き上げます。

低所得で住民税非課税の人についても、外来の負担上限を現行の8,000円から1万から1万5,000円に引き上げる案を示しています。見直し対象者は非課税世帯の外来見直しを加えますと、2,220万人に影響が及びます。

厚生労働省は負担増について、世代間の公平を理由に挙げていますが、高齢者は収入が少ない一方、医療負担の支出が多くなっています。高齢者ほど傷病数も通院率も高く、これ以上の負担を強いられますと、一層の受診抑制を引き起こし、重症化が進み、かえって医療費をふやすことにしかありません。現行制度の窓口負担の継続をすべきと考えます。

次に、請願第28－8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出

を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度で、低所得者や扶養家族だった人の保険料を最大9割軽減している特例措置について、2017年から段階的に廃止するものです。対象者は75歳以上の6割近い916万人に上ります。保険料は2倍から10倍に跳ね上がります。この保険料軽減特例は、後期高齢者医療制度はうば捨て山だとの反対世論に押され、制度導入時に設けられました。

しかし、低年金や低所得者の問題が解決されたわけでもなく、廃止する根拠も道理もありません。医者にかかれない医療難民をふやすだけです。安心して医療が受けられるためには保険料軽減特例を継続することが必要であると考えます。

議員各位におかれましては、請願の趣旨にご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、請願第28－2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願の提出についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第28－5号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、請願第28－5号 「森林・林業基本計画」の推進に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、請願第28－6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択

を求める請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、請願第28－7号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に、請願第28－8号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件を委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は採択とすることに決しました。

議案第 98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）

- 議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）
- 議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）の22件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 総務産業委員会から、審査結果を報告いたします。

今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は12月7日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロジ）、議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）、議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）、議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、以上10

件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）、商工観光課所管では、近年の利用数と利用形態についての質疑がありました。昨年度の利用件数はゼロ件でございます。一昨年度はコンサートなどで3件との答弁を受けました。利用者が少なすぎるため、指定管理者にイベントなどの企画、提案を依頼するなど、利活用策を考えることとの意見がありました。

次に、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、秘書課所管について、臨時雇い賃金補正の内容、育児休業の取得期間についての質疑がありました。執行部より、育児休業代替12名、障害者雇用7名、臨時的不足分16名の合計35名分、育児休業の取得期間は3年であるが、取得者の平均は1年であるとの答弁がありました。

次に、資産経営課所管について、修繕料が増額となる理由と公用車の買いかえの計画について質疑がありました。老朽化が進んだ公用車が想定より多く、それに伴い修繕が必要となったため、また、公用車は毎年4台買いかえしているが、平成29年度は10台分の予算を要望しているとの答弁がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました、議案第98号、100号、101号、107号、108号、109号、110号、111号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例については、消費税を主財源とする税制改正はすべきではない、また、議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、これまでは無料だった施設を有料化することは市民福祉に反するとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月7日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補

正予算（第6号）、議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）、以上9件の付託議案の審査を行いました。

審査の経過での主な質疑と審査結果について、ご報告申し上げます。

初めに、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）では、社会福祉課、こども福祉課、生涯学習課所管分について、それぞれ質疑がありました。

社会福祉課所管分では、現在の生活保護世帯と人数、また、生活保護世帯がふえている理由についての質疑に対し、執行部から、10月現在で565世帯、人数は712人、また、増加の主な理由は、高齢者世帯、就労できないその他世帯がふえているとの説明がありました。

子ども福祉課所管分では、安心こども基金小規模保育事業費補助金を減額した理由について、安心こども基金認定こども園整備事業費補助金に振り分けしたためとしているが、ことしの事業見込みの中で104名の待機児童を見込んでいたが、これにより待機児童、隠れ待機児童が足りるのかとの質疑に対し、執行部から、当初予算の計上は平成27年度の補助基準額で算定したが、その後県からの内示により補助額を減らした。

また、二つの事業を認定こども園と小規模保育施設に分ける関係から、事業の振りかえを行った。この二つの施設ができることにより、ゼロ歳児から2歳児38人の定員を確保することができるが、現在の隠れ待機児童まで含めると足りない状況であるとの説明がありました。

生涯学習課所管分では、石垣修復の今後の予定についての質疑に対し、執行部から、笠間城関係については10年スパンで計画しており、できるだけ早い段階で地権者とも調整しながら進めていきたいとの説明がありました。

議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、予算総額が102億とのことだが、毎年どのぐらいの推移で上がっているのかとの質疑に対し、執行部から、平成27年度から共同事業の基準額が変わり、8億程度の事業費が20億に上がったため、平成27年度から100億を超える状況となった。それ以前は、80億から90億前後で推移していたとの説明がありました。

議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、特定入所者介護サービス費負担金の増額理由として、低所得者の利用者数は何名ふえたのか、また、その所得基準についての質疑に対し、執行部から、増加人数は25名である、また、この制度の所得基準は生活保護世帯、市民税保護世帯、その他世帯の区分があり、居住形態に応じた12の項目で該当した世帯を対象としているとの説明がありました。

議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）では、回復期病床整備促進事業補助金の増額理由で、何床を予定しているのかとの質疑に対し、執行部から、

現在30床あるうち、12床を補助申請する予定との説明がありました。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第102号、議案第103号、議案第106号、議案第112号、議案第113号、議案第114号及び議案第117号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例については、南小中学校をみなみ学園義務教育学校にする条例案は、従来より指摘している課題が解決しているとは認められないこと、また、これまでの協議に対する説明を含め、現段階では拙速な提案と考える。従って、十分な検討期間をとり、よく意見を聞いてよい学校づくりに進んでいくことが必要であることから、この条例案には反対であるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）では、本補正予算には義務教育学校設置に伴う費用が計上されているため反対であるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月8日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、議案第115号、議案第116号、議案第118号、議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件の議案について審査を行いました。

審査の経過での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、管理課所管については、畜産試験場跡地に整備された調整池脇の広場計画についての質疑があり、複合遊具の設置や駐車場の整備をすとの答弁がありました。

都市計画課所管においては、空き家の情報収集方法や関係課との情報共有についての質疑があり、区長を含め、広く市民からの情報収集を行い、関係課とも情報共有をし、連携をして指導を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）においては、汚泥運搬業務委託の積算根拠についての質疑があり、前年度の実績数量をもと

に計上したとの答弁がありました。

なお、議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）においては、特に質疑、意見はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、当委員会のご報告とさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。

議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例の中には、「第34条の4、法人税制の税率は100分の8.4とする」に反対いたします。これは現行の地方税である市町村民税法人税割の標準税率9.7%を、制限税率12.1%として適用しているものを3.7%減額し、8.4%といたします。また、都道府県民税法人税割も、現在制限税率として4.2%としているものを2.2%引き下げ、2%とします。これで引き下げられた地方税の合計は5.9%となりますが、これと同額の5.9%分を国税である地方法人税に移しかえ、地方法人税を4.4%から10.3%まで5.9%増額させます。

これによって法人事業からの徴収税額は変わりませんが、都道府県中の東京都や大企業の本社がある地方自治体のような地方交付税不交付団体では大きな減収が想定されます。これは消費税10%への引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体の間で税収の格差が広がることが予想され、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために行われる地方法人課税の制度変更によるものとされています。自治体間の税制格差の是正は必要だと思いますが、低所得者に負担が重い最悪の不公平税制である消費税を10%に引き上げる際に、消費税を地方財政の主財源に据えていこうとする方向に基づいた措置であります。地方交付税交付金の格差是正を最悪の不公平税制である消費税増税に依

存するべきではないと考えます。

2015年度で、前年度を13.5兆円以上上回り、313兆円以上にも達した内部留保を持つ大企業、富裕層への適正な課税により生み出すべきものであると考えます。

次には、第80条には、軽自動車税は3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の所有者に、環境性能割によって、軽自動車に対し、当該軽自動車の所有者に種別割によって課するとしています。

2017年4月1日から、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を自動車税及び軽自動車税に設けることにしたものであります。税率を決定する基準として、2021年度燃費基準を用いるとともに、2015年度燃費基準も一部用いるとされています。これにより、電気自動車や燃料電池車、プラグインハイブリッドなどのエコカーは非課税とし、ガソリン車、ガソリンハイブリッド車では、燃費基準によりゼロから2%の課税となっています。平成32年度基準を新たに設けて、燃費性能の高い自動車に有利となる制度となります。高額なエコカーは無税、比較的低額の庶民に必要な車に課税率を高くするのは問題があります。自動車取得税の廃止に伴う環境性能割の導入をやめるべきであります。

以上の理由から、議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、反対いたします。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

上程されている議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例には、笠間市立南小学校、笠間市立南中学校を、来年2017年4月1日から笠間市立みなみ学園義務教育学校という名称の新たなシステムの学校につくりかえようとする計画案であります。

教育長からの説明によりますと、その特徴について、南小学校・中学校を一つの学校、義務教育学校にする、学年の区切りを変え、5・4制にすることにより、南小学校で1年生から5年生まで、小学校6年生から中学校3年生までが南中学校で学校生活を送ることになります。また、特例教科として、英語や郷土学習など特色ある教育を行うなど、さまざまな取り組みにより学力向上を第一に考える。それから、施設が分かれていても義務教育学校をつくることができると説明があったように、施設分離型の小中一貫校であります。

南小中の現状と課題について、教育委員会では、小中連携教育が進められ、一定の成果を得てきたが、今年度南小学校から南中学校への進学数がより減少し、南中学校の小規模化が進んでいると述べております。

そして、南中学校小規模化の要因として、一つには、少子化による子供の数の減少、第二には、小学校区と中学校区が同一ではないため、南小学校の卒業生の一部が笠間中学校に進学している、三つ目には、他の中学校へ行きたい理由があり、他校に進学していると

分析した上で、今後の方向性として、上記の課題を解消し、小中連携取り組みの成果をさらに高め、より魅力ある学校にするため、市内の先進的な取り組みとして、南小・南中学校に義務教育学校の制度を導入する。そして義務教育学校を設立し、小規模特認校に指定、通学区域を見直しの検討、上記の3点の方針を立てましたけれども、南中学校小規模化の要因を上記の3点に分析した上で、なぜ義務教育学校設立の方向性が出てくるのでしょうか。

そこから出てくるのは、まず、学区内の児童生徒の数を適正に是正することが必要だと考えます。一般質問で、石松議員が質問されましたように、笠間中学校学区、稲田中学校学区、南中学校学区では、学区内の児童生徒数に大きな偏りがあり、このまま放置すれば入学者の減少は防止できないのではないのでしょうか。

そして、笠間市では、一つは、学年の区切りを5年、小1から5年生までの5年と、4年、小6から中3までの5・4制を導入、そして小6から中学校の校舎で学習、生活をする。小4から一部教科担任制を導入、小6から完全教科担任制、特例教科として小1から英語や郷土学習の授業を行う。そして、複数の教員によるきめ細かな授業を行うとして、この効果として、五つの効果を見込まれる効果を挙げています。

一つは、9年間を通した教育目標のもと、心身の発達に応じた指導が可能、中1ギャップの解消など、小学校と中学校の接続がスムーズになる、教科の内容をより深く学習内容について理解を深めることができる、特例教科により、英語の早期学習、郷土を学ぶなど、特色ある教育を行うことができる、授業を複数の教員で行うことで、個に応じた指導が可能、こういった効果を挙げています。このように義務教育学校の効果を述べておりますが、しかし、なぜ5・4制をとったのでしょうか。

小学校6年生は6年間の学びを経て、身体的にも成長し、人間関係を学び、それまでの経験を生かしてリーダーシップをとり、より人間的な成長を図ることができる位置にあります。しかし、その6年生が私服でランドセルを背負い、中学校に行き、中学校の校舎の中で中学生と学習し、生活するようになります。のびのびと活動し、リーダーシップを図ることができるようになるのでしょうか。子供の成長期において、大切な経験をする機会を逸することになりませんか。

小学校5年生は学習内容も多く、小学校での諸活動にはかなりの負担になるのではないのでしょうか。5・4制は問題の多い制度ではないのでしょうか。

また、義務教育学校制度を通じて、学力の向上が目指せる、あるいは目指していきたいと、このように述べております。

これは文科省の通知であります。平成27年7月30日付、都道府県知事、教育委員会、地方公共団体の長宛ての通知でありまして、義務教育学校の目的として、第一に、義務教育学校は、小学校、中学校と同様の目的を実現するための教育を行うものであり、義務教育を施す点においては、小学校、中学校と義務教育は同等であること、2番目に、義務教育

学校は、小学校、中学校の学習指導要領を準用することとしており、学習指導要領に示された内容項目を網羅して行われることになるため、小学校、中学校と、異なる内容、水準の教育を施す学校ではないこと、このように書かれてあります。義務教育学校は、小学校、中学校と同じ内容・水準の教育を行う所であり、異なる内容・水準の教育を施す学校ではないと書かれてあります。過度な説明にならないように留意する必要があると考えます。

第3回定例会9月議会で、私が改革案を提案いたしました、その中の教育長の答弁は、「中学校は1年生と2年生を足した生徒数が8名になりますといわゆる複式学級になってしまいます。ということは、来年度1年生がゼロというふうになってしまうと、1年生と2年生を足して8名ですから複式学級になってしまいます。そうすると先生の数が半減します。そのような状況が迫っている中で、現状でよいという意見で進めて、果たしてよいのでしょうか」と述べられました。改革の提案を現状でよいと言いかえ、考えにくい仮定に基づき推論を重ねたのでしょうか。過剰な不安を呼び起こし、義務教育学校の路線に誘導しようとするかのような内容でした。

また、教育委員会は学力の向上も目標に掲げていますが、今の南小、南中は小規模校の特色を生かし、学習にも委員会や学級活動などにも生徒の活躍が目立っているといわれています。学力も高く、授業にも真剣に取り組んでおり、地元の方々との交流もあり、地域に根ざした学校として運営されています。

保護者の状況を見ますと、来年4月開校に賛成が52%、反対が26%です。賛成の方が多いという結果ですが、26%もの反対の中で進めることには問題があると考えます。

反対の方々は、現在の5年生、6年生の保護者、児童に多いとの報告がありました。5・4制に不安がある人が当該学年に多いということが示されています。一度提案したら、問題があっても変更できないという姿勢は変えるべきだと考えます。

議会の教育福祉委員会には、ことし5月義務教育学校をつくる案の説明があり、12月に結論を出す設定になりました。課題は解決されておらず、検討も不十分です。よりよい学校にするためにも、拙速な対応をやめ、しっかり議論していくことが必要です。

この条例案の廃案を求め、反対いたします。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

次に、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）に反対の立場で討論いたします。

この条例案には、義務教育学校にかかわる経費が、9款教育費、1項教育総務費、14節と15節に計上されております。義務教育学校設置に反対ですので、その予算計上にも反対をいたします。

議員各位にはご賛同を賜りたく、お願いを申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（藤枝 浩君） 16番横倉きん君。

〔16番 横倉きん君登壇〕

○16番（横倉きん君） 16番日本共産党の横倉きんです。

議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

道路の建設整備に伴い、施設が移設再整備されることにより、無料であった施設、オートキャンプ場、1棟3,240円、バーベキュー場1,620円に有料化するものです。

これらの施設は豊かな自然の中で、家族であったり、友人やサークルやいろいろな団体が気軽に利用し、楽しく交流し、親睦を深めてきた施設です。市民憩いの場であり、多くの方々が利用されてきました。健康に、心豊かに生きていくことにつながる施設であり、お金の心配もなく、誰もが気軽に使える施設であるべきです。社会福祉の立場からも、行政施策の中で移設再整備したからといって、有料化すべきではありません。

議員各位におかれましては、ご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第98号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 笠間市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森スカイロッジ）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 工事請負契約の締結について（岩間地区地域交流センター新築工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。

総務産業委員会並びに教育福祉委員会委員長から、議案が提出されております。この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前 11 時 21 分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員会提出議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

委員会提出議案第 4 号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書

委員会提出議案第 5 号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書

委員会提出議案第 6 号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

○議長（藤枝 浩君） 日程第 4、委員会提出議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書ないし委員会提出議案第 6 号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書についての 4 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 委員会提出議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提案理由を申し上げます。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割はますます重要となっている中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議員活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、国へ意見書を提出するものであります。

次に、委員会提出議案第 4 号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の提案理由を申し上げます。

森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産です。

また、我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用を確立させ、森林の公益的機能の維持・増進を図るととも

に、林業・木材関連産業を振興させることが重要な課題です。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況です。

こうした中、新たな「森林・林業基本計画」が本年5月24日に閣議決定されましたが、この間講じられてきた路網整備、施業集約化、国産材の安定供給体制の構築等の一層の推進はもとより、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要となっています。

よって、国におかれましては、森林資源の循環利用の確立を初めとする森林・林業施策の推進、平成29年度予算概算要求で計上された予算額の確保等について、具体的進展が図られるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、国へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、総務産業委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 委員会提出議案第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の提案理由を申し上げます。

我が国では、奨学金を借りなければ大学に通うことが困難となっている大学生が、全国の大学生のほぼ2人に1人いるといわれております。

一方、大学卒業後は3人に1人の学生が非正規雇用となっており、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされており、学ぶ意欲と能力をもった貧困世帯の子供が、高等教育を受けることにより高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況が生まれております。

このため、現在の奨学金制度を貸与型から給付型へ奨学金制度を抜本的に転換し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金の廃止、所得に応じた無理のない返済制度へ改善すること、また、大学の学費の引き下げや授業料減免の拡充等を図っていくことが重要であります。

よって、地方自治法第99条の規定により、国へ意見書を提出するものであります。

続いて、委員会提出議案第6号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

平成27年1月に開催された、社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革骨子では、後期高齢者の保険料軽減特例を段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すことが示されました。

このことは、今後の低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、

年金の段階的引き下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境がきわめて厳しい状況であることを考え合わせると、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要であります。

よって、地方自治法第99条の規定により、国へ意見書を提出するものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、資料配付のため、暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時33分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第4号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第6号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで申し上げます。

このたび、議長職を辞職したいので、議長席を副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○副議長（野口 圓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

○副議長（野口 圓君） ただいま、議長藤枝 浩君から議長の辞職願が提出されました。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口 圓君） ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職の件について

○副議長（野口 圓君） 議長の辞職の件について、本件については、地方自治法117条の規定により、藤枝 浩君の退席を求めます。

〔議長 藤枝 浩君退場〕

それでは、議会事務局長より議長の辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（飛田信一君） それでは、朗読いたします。

平成28年12月15日

笠間市議会副議長 野口 圓 様

笠間市議会議長 藤枝 浩

辞職願

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（野口 圓君） 朗読が終了いたしました。

お諮りいたします。

藤枝 浩君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口 圓君） ご異議なしと認めます。よって、藤枝 浩君の議長の辞職を許可することに決しました。

藤枝 浩君の入場を求めます。

〔22番 藤枝 浩君入場〕

日程追加

○副議長（野口 圓君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口 圓君） 異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、日程第6、選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は、議長及び副議長に係る所信表明会に関する実施要綱に基づき、所信表明会を実施した後に行います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時45分休憩

午後 1時00分再開

○副議長（野口 圓君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（野口 圓君） 選挙の方法は投票で行います。
直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（野口 圓君） ただいまの出席議員は22名であります。
投票用紙を配付させます。
暫時休憩いたします。

午後1時01分休憩

午後1時02分再開

○副議長（野口 圓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口 圓君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（野口 圓君） 異状なしと認めます。
念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。他事記載、白票は無効となります。

投票用紙に被選挙人の氏名を自席または投票記載台において記載の上、点呼に応じて投票願います。

投票は、皆さんから向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇願います。
事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（飛田信一君） それでは、議席順にお呼びいたします。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

1 番	田 村 泰 之 議員
2 番	村 上 寿 之 議員
3 番	石 井 栄 議員
4 番	小松崎 均 議員
5 番	菅 井 信 議員
6 番	畑 岡 洋 二 議員
7 番	橋 本 良 一 議員
8 番	石 田 安 夫 議員
9 番	蛭 澤 幸 一 議員

11 番	飯 田 正 憲	議員
12 番	西 山 猛	議員
13 番	石 松 俊 雄	議員
14 番	海老澤 勝	議員
15 番	萩 原 瑞 子	議員
16 番	横 倉 き ん	議員
17 番	大 貫 千 尋	議員
18 番	大 関 久 義	議員
19 番	市 村 博 之	議員
20 番	小 藺 江 一 三	議員
21 番	石 崎 勝 三	議員
22 番	藤 枝 浩	議員
10 番	野 口 圓	議員

○副議長（野口 圓君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口 圓君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

○副議長（野口 圓君） 開票を行います。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番田村泰之君、21番石崎勝三君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔田村泰之君、石崎勝三君立ち会いの上開票〕

○副議長（野口 圓君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

萩 原 瑞 子 議員 4票

西 山 猛 議員 2票

海老澤 勝 議員 15票
以上であります。

この法定得票数は6票であります。よって、海老澤 勝君が議長に当選されました。

当選告知

○副議長（野口 圓君） 議長に当選されました海老澤 勝君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定より告知いたします。

議長挨拶

○副議長（野口 圓君）では、海老澤 勝君、ご登壇の上、挨拶をお願いいたします。

〔議長 海老澤 勝君登壇〕

○議長（海老澤 勝君） ただいまは、皆さんのご推挙をいただき、議長という重職に就かせていただくことができました。身に余る光栄で、心より厚く御礼申し上げます。

議会の推進と円滑なる運営を目指しまして一生懸命頑張る所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（野口 圓君） どうもご協力をありがとうございました。

議長席を議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

○議長（海老澤 勝君） ただいま、副議長野口 圓君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職の件について

○議長（海老澤 勝君） 日程第7、副議長の辞職の件について、議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定に該当しますので、野口 圓君の退席を求めます。

〔副議長 野口 圓君退場〕

○議長（海老澤 勝君） まず、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（飛田信一君） 朗読いたします。

平成28年12月15日

笠間市議会議長 海老澤 勝様

笠間市議会副議長 野口 圓

辞職願

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 朗読は終了いたしました。

お諮りいたします。

野口 圓君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、野口 圓君の副議長辞職を許可することに決定しました。

野口 圓君の入場を求めます。

〔10番 野口 圓君入場〕

日程追加

○議長（海老澤 勝君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

選挙第2号 副議長の選挙の件について

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に

追加し、日程第8、選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は、議長及び副議長にかかわる所信表明会に関する実施要綱に基づき、所信表明を実施した後に行います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時15分休憩

午後1時20分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙の方法は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（海老澤 勝君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

暫時休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時22分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（海老澤 勝君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

投票は、皆さんから向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇願います。

事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（飛田信一君） 議席順に申し上げます。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

- | | |
|-----|------------|
| 1 番 | 田 村 泰 之 議員 |
| 2 番 | 村 上 寿 之 議員 |
| 3 番 | 石 井 栄 議員 |
| 4 番 | 小松崎 均 議員 |

5 番	菅 井	信	議員
6 番	畑 岡	洋 二	議員
7 番	橋 本	良 一	議員
8 番	石 田	安 夫	議員
9 番	蛭 澤	幸 一	議員
10 番	野 口	圓	議員
11 番	飯 田	正 憲	議員
12 番	西 山	猛	議員
13 番	石 松	俊 雄	議員
15 番	萩 原	瑞 子	議員
16 番	横 倉	き ん	議員
17 番	大 貫	千 尋	議員
18 番	大 関	久 義	議員
19 番	市 村	博 之	議員
20 番	小 藺	江 一 三	議員
21 番	石 崎	勝 三	議員
22 番	藤 枝	浩	議員
14 番	海老澤	勝	議員

○議長（海老澤 勝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開 票

○議長（海老澤 勝君） 開票を行います。

開票立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番田村泰之君、21番石崎勝三君を指名いたします。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔田村泰之君、石崎勝三君立ち会いの上開票〕

○議長（海老澤 勝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

石松俊雄君 14票

西山猛君 7票

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、石松俊雄君が副議長に当選されました。

当選告知

○議長（海老澤 勝君） 副議長に当選されました石松俊雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長挨拶

○議長（海老澤 勝君） 副議長石松俊雄君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔副議長 石松俊雄君登壇〕

○副議長（石松俊雄君） ただいまは、副議長にご選任をいただきまして、ありがとうございました。

所信表明で申し上げましたとおり、議長と協力し合いながら、公平公正で円滑な議会運営に努めてまいるところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（海老澤 勝君） ここで、暫時休憩いたします。

本会議休憩中、各常任委員会、審議会等の選出のため、全員協議会を開催しますので、全員協議会室にご参集願います。

なお、執行部の方々は、会議再開までの間、自席で待機願います。

直ちに、全員協議会室をお願いいたします。

午後1時49分休憩

午後3時47分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

○議長（海老澤 勝君） 7番橋本議員が退席いたしました。

お諮りいたします。

この際、お手元に配付した議事日程のとおり、日程第9、議席の一部変更についてから、日程第17、茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙についてまでを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

議席の一部変更について

○議長（海老澤 勝君） それでは、日程第9、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回の議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更いたします。その議席番号及び氏名を局長に説明させます。

局長、説明。

○議会事務局長（飛田信一君） それでは、議席番号及び氏名を説明させていただきたいと思います。

議長となります海老澤 勝議員が22番に、それに伴いまして、22番藤枝 浩議員が11番に、11番飯田正憲議員が12番に、12番西山 猛議員が13番に、13番石松俊雄議員が14番に、それぞれ議席を変更するものでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

決定しました議席に、順次着席をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時51分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任について

○議長（海老澤 勝君） 日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長におい

て指名いたします。

総務産業委員会委員、教育福祉委員会委員及び建設土木委員会委員については、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会の委員については、お手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（海老澤 勝君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員について、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

広報委員会委員の選任について

○議長（海老澤 勝君） 日程第12、広報委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報委員会委員の選任については、会議規則第166条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、広報委員会委員については、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第13、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午後3時56分休憩

午後3時56分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、菅井 信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました菅井 信君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました菅井 信君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（海老澤 勝君） ただいま当選されました菅井 信君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第14、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同規約第5条第2項の規定により、議員の中から6名を選任することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間地方広域事務組合議会議員に、村上寿之君、小松崎 均君、畑岡洋二君、橋本良一君、蛭澤幸一君、萩原瑞子君、以上6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君を笠間地方広域事務組合議会議員に当選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君が笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（海老澤 勝君） ただいま当選しました6名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第5号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第15、笠間・水戸環境組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同規約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決定いたしました。

笠間・水戸環境組合議会議員に、大貫千尋君、大関久義君、小藺江一三君、石崎勝三君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君を笠間・水戸環境組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の諸君が笠間・水戸環境組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（海老澤 勝君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第6号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第16、筑北環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同規約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決定いたしました。

筑北環境衛生組合議会議員に、田村泰之君、菅井 信君、石田安夫君、蛭澤幸一君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君を筑北環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の諸君が筑北環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（海老澤 勝君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第17、茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決定いたしました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員に、橋本良一君、大貫千尋君、大関久義君、石崎勝三君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君を茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の諸君が茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（海老澤 勝君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

閉会の通告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成28年度第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長い間ご苦労さまでした。

なお、議員の皆様は、この後直ちに全員協議会を開きますので、全員協議会室にお集まりいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

午後4時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

笠間市議会副議長 野 口 圓

笠間市議会議長 海老澤 勝

署 名 議 員 市 村 博 之

署 名 議 員 小 菌 江 一 三